

東海村新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援補助金交付 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け業績が悪化した村内の交通事業者を支援し、もって村民の移動手段を維持するため、村内の交通事業者の車両の維持に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、東海村補助金等交付規則（平成18年東海村規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事業者 貸切バス事業者及びタクシー事業者をいう。
- (2) 貸切バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、村内に事業所を有する交通事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 運送事業に用いる車両を5台以上所有していること。
- (2) 令和2年2月以降に売上高等が前年同月比で20%以上減少している月があること。
- (3) 村税（東海村税条例（昭和37年東海村条例第12号）第3条の普通税及び目的税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各

号に定めるところにより算出した額とする。

(1) 貸切バス事業者 令和2年6月1日現在で所有する車両（一般貸切旅客自動車運送事業に用いる車両に限る。）数に5万円を乗じて得た額

(2) タクシー事業者 令和2年6月1日現在で所有する車両（一般乗用旅客自動車運送事業に用いる車両に限る。）数に2万円を乗じて得た額

（補助金の交付申請及び請求）

第5条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和2年8月31日までに、東海村新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 令和2年2月以降に前年同月比で売上高等が20%以上減少している月があることを証する書類

(2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条の自動車検査証（以下「車検証」という。）の写し

(3) 法第4条又は法第36条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し

(4) その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、東海村新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした申請者（以下「補助決定者」という。）に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定による交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付時期）

第7条 村長は、前条の規定による補助金の交付の決定通知後において、請求のあった日の属する月の翌月末日までに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 村長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、東海村新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により補助決定者に通知するものとする。この場合において、既に交付した補助金があるときは、東海村新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援補助金取消分返還通知書(様式第4号)により、期限を定めて、補助決定者にその返還を命じなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和2年9月30日限り、その効力を失う。